

令和4年度屋外広告物講習会について

1 講習会の概要

屋外広告物の設置や維持・管理等に必要な知識を修得する講習会を開催します。

毎年、福岡県、北九州市、福岡市及び久留米市が合同で開催しており、本年度の開催場所は福岡市です。なお、講習の修了証明書は、申請を受け付けた自治体が交付します。

(1)開催日時

令和4年11月14日(月)

午前10時30分～午後5時00分(受付開始 午前10時00分)

(2)開催場所

アクロス福岡 大会議室

福岡市中央区天神一丁目1番1号 7階

(3)講習内容

時間	内容
10:00～10:30	受付
10:30～10:35	挨拶
10:35～12:00	屋外広告物に関する法令
12:00～13:00	昼休み
13:00～13:30	屋外広告物に関する法令(小テスト)
13:30～15:00	屋外広告物の表示の方法に関する事項
15:00～15:15	休憩 【講義一部免除者へ講習会修了証明書交付】
15:15～16:45	屋外広告物の施工に関する事項
16:45～17:00	講習会修了証明書授与

(4)講習会受講料

2,000円

申し込み受付後、講習会を受講されなくても講習会手数料はお返しできません。

(5)当日持参するもの

・受講票 ・印鑑 ・筆記用具

・テキスト「屋外広告の知識(第五次改訂版)1.法令編」

「屋外広告の知識(第四次改訂版)3.設計・施工編」(ぎょうせい発行)

※テキストは各自でご準備ください。お持ちでない方は当日講習会会場で購入が可能です。

(「屋外広告の知識」3巻セット 会場特価:7,100円(各巻ごとの販売もあります))

2 受付

受付方法は、窓口、郵送またはオンラインからお選びいただけます。

(1)受付箇所

①窓口、郵送の場合

福岡市住宅都市局都市景観室(本庁舎4階)


〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4395

②オンラインの場合

屋外広告物関連手続きページ内「屋外広告物講習会受講申し込み」よりお申込みください。

福岡市 屋外広告物 オンライン申請

検索 

(2) 受付期間

令和4年10月3日（月）～同年10月17日（月）（土、日、祝日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時除く）

※郵送の場合は令和4年10月17日必着で、記録が残る簡易書留などをお願いします。
※オンラインの場合は令和4年10月17日午後5時までで締め切ります。

(3) 講習会受講料の支払方法

①窓口、郵送の場合

福岡市収入証紙を受講申請書に貼り付けのうえ、ご提出ください。

福岡市収入証紙販売所

「政府刊行物福岡市役所内サービスステーション」

〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1（市役所地下1階）TEL:092-722-4861

〈営業時間 月～金（祝日除く） 9時～17時30分〉

※郵送による購入を希望される場合は、直接「政府刊行物福岡市役所内サービスステーション」へ
お問合せください。

②オンラインの場合

申請時にオンラインにてクレジットカード決済をお願いします。

(4) 必要書類

・受講申請書

※講習会課程の一部免除の根拠欄に記載する場合は、資格を証する免状、手帳等の写しを添付
してください。写しの添付が困難な場合は、窓口での申請に限り実物確認でも可とします。

3 講習会課程の一部免除

下記の資格を持っている方に限り、講習会規定の一部（屋外広告物の施工に関する課程）の免除
申請ができます。受講申請書の「講習会課程の一部免除の根拠」欄に該当する資格名を記入して下
さい。

講習会課程の一部免除申請をされている場合は、「屋外広告物の表示の方法に関する事項」の講
習後、講習会修了証明書を交付します。

福岡市屋外広告物条例施行規則第21条第3項

第1号 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

ア 1級建築士

イ 2級建築士

第2号 電気工事士法(昭和35年法律139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

ア 第1種電気工事士

イ 第2種電気工事士

第3号 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2
種電気主任技術者免状、第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

第4号 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者
又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの

4 その他注意事項

(1) 受講にあたり遅刻、早退、中座された場合には、講習会修了証明書を交付できない場合があります。

(2) 講習会の会場には、講習会受講者専用の駐車場はありません。

地下駐車場や近隣駐車場がありますが、混みあうことが多いため、なるべく公共交通機関でお越
しくください。